第 143 回練馬区緑化委員会　会議の記録

環境部みどり推進課みどり計画係

1　日　時　　　平成 27 年３月 16 日（月）午前 10 時 30 分～

2　場　所　　　練馬区役所　西庁舎７階　第一委員会室

3　出席者　　　会　長：堀江典子

委員：金子忠一　藤崎健一郎　西貝孝之
岸久雄　小川けいこ　柳沢よしみ
島田拓　橋本けいこ　浅沼敏幸
植松正一　鈴木正一　須永文子
三浦雄二　和崎禎介　内堀比佐雄
加藤政春　中村壽宏　有野陽一

区側：環境部長　みどり推進課長　都市農業課長
環境課長　都市整備部参事
開発調整課長　計画課長

4　公開の可否　　公開

5　傍聴者数　　　0 名（傍聴人定員 10 名）

6　次　　第　　1　開会

2　審議

(1) 保護樹林指定について（拡張）（諮問第１８３号）

(2) みどりの豊かさを評価するための新たな手法について（諮問第１８４号）

3　報告

(1) 保護樹木の新規指定について

(2) 保護樹木の指定解除について

(3) 『みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（案)』について

(4) （仮称）区政運営の新しいビジョン　アクションプラン素案について

4　その他

5　閉会

7　会議内容

みどり推進課長　それでは、定刻でございます。

開会に当たりまして、事務局より報告をさせていただ

きます。ただいまの出席委員数、１８名でございます。当委員会の定数は２１名でございまして、過半数の出席があります。本日の委員会は成立しております。
会長、よろしくお願いいたします。

会　長　　皆さん、おはようございます。年度末の本当にそれぞれお忙しい中、多数ご参集下さいましてありがとうございます。桜の開花予想とかも気になって、何となくざわざわと気持ちは落ち着かない時期なんですけれども、今年度最後の委員会となりますので、ぜひ皆さんのご意見を頂戴しながら、よりよい練馬のみどりのために力を尽くしていきたいというふうに思っているところです。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、事務局の方で資料の確認をまずお願いできますでしょうか。

みどり推進課長　　それでは、資料の確認をお願いいたします。事前にお配りしている資料が、資料１、２、３ということで、資料１がＡ４、１枚、資料２がＡ４、２枚、資料３がＡ４、１枚となってございます。
本日、机上配付をさせていただきました。資料が右上に２６練環推第１５８０号と入っております諮問文になります。こちらと、資料４－１、こちらがＡ４の４枚物でございます。あと、資料４－２、こちらはＡ４表裏１枚のものでございます。あと、資料５といたしまして、アクションプランとあります冊子を配付しております。
もし、過不足等ありましたら、お知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会　長　　資料の方は、皆さん、よろしいでしょうか。
では、次第に入りたいと思います。
今回、諮問案件が２件、それから報告案件が４件ございます。本日の進め方なんですが、内容が保護樹林・樹木関連と、それから、みどりの評価手法に絡む案件の大きく２つに分かれているようでございます。そこで、まず、審議事項の保護樹林の指定と、それから報告事項の（１）、（２）になっていますが、保護樹木の指定と解除について先にご意見をいただいて、その後で報告事項の

（３）、（４）のみどりの風吹くまちビジョン関連のことと、それに絡んで、審議の方の（２）の評価手法の諮問に入るというのが、理解しやすく、また議論もしやすいのではないかと考えておりまので、この順番で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず、審議事項（１）保護樹林の指定について（拡張）についてということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

みどり推進課長　それでは、諮問第１８３号、保護樹林の指定について、ご説明を申し上げます。資料１になります。

所在地は西大泉三丁目、諏訪神社という神社さんになります。裏面の航空写真をごらんいただきたいと存じますけれども、既にこの黄色い部分を除いた場所５，３００平方メートルにつきましては保護樹林に指定をしておりまして、今回、北東部分の黄色い箇所１，４９０平方メートルにつきまして、拡張の申請をいただいたものでございます。合計で６，７９０平方メートルとなるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会　長　　ありがとうございます。今回、拡張ということで、前回も同様の案件があったようですけれども、何かこの拡張に関して理由があるのでしょうか。拡張して、そのものは広がるわけですから歓迎すべきものなので非常に結構なことではないかと思うんですけれども、補助制度の改正などとの関連などをご説明を追加でお願いできればと思います。

みどり推進課長　前回の委員会でも同様の案件がございました。昨年度、皆様にご議論いただきまして、補助制度の改正をいたしました。剪定費用に対する補助を出すという形で、定額の補助から変えさせていただいたところ、その関係で、剪定のご相談が多く寄せられるようになってきております。今回の保護樹林、指定したのが昭和５０年代ということで、指定区域から外れてしまっている理由につきましては、はっきりしていないところがございます。今回のように指定区域に入っていない樹林があるんですが、

剪定しようとした場所が指定区域に入っていないという事例が他にも数件寄せられている状況でございます。指定を受けないとそのエリアの樹木の剪定費用につきまして、費用補助の対象にできないというような状況も発生しております。今回、指定につきましてもご答申をいただくという形にしたことから、所有者さんに答申を受けるまで剪定作業をお待ちいただいているという状況もございます。

　事務局の課題意識といたしましては、結果、剪定が遅れて適期を逸するといったような結果を招きかねないということもありますし、昨年度ご議論いただきました制度改正の趣旨に沿わなくなってしまうと考えておりますので、提案でございますが、もし皆様のご同意が得られれば、こうした樹林地を拡張して指定するようなケースにつきましては、私どもで判断をさせていただいて、直近の緑化委員会にご報告をさせていただくといったようなことも１つの方法ではないかと考えているところでございます。

会　長　　ありがとうございます。ということで、やはり剪定は時期がありますので、本来のこの保護樹林指定、保護樹木指定の趣旨からいって、そういうような対応というのが柔軟な対応であるのかなと私自身は思います。

　これに関して何かありますでしょうか。

　とりあえず次の報告事項の保護樹木の新規指定と、指定解除についてもご説明いただいて、その後でまとめてご意見をいただければと思います。

　では、事務局、お願いします。

みどり推進課長　それでは、報告事項の（１）と（２）でございます。保護樹木の新規指定４件ならびに指定解除３件につきまして、資料２と資料３を用いまして一括してご説明を申し上げます。

　まず資料２、保護樹木の新規指定についてでございます。

　所在地は、石神井町一丁目、樹種はアカマツ１本でございます。指定年月日は平成２６年１１月７日でございます。

恐れ入ります、おめくりいただきまして２件目が、石神井町三丁目、樹種はアカマツ１本でございます。指定年月日は平成２７年１月２０日でございます。

次の３件目になりまして、所在地は石神井町八丁目、樹種はケヤキとイチョウ、それぞれ１本の計２本になります。指定年月日は平成２７年２月２４日でございます。

恐れ入ります、またおめくりいただきまして４件目になります。所在地は西大泉二丁目、樹種はアカマツ１本、指定年月日は平成２７年２月２７日でございます。

幹周や写真につきましては、ご確認をいただければと存じます。

次に、資料３でございます。保護樹木の指定解除でございます。

欄の一番左の番号、１番、所在地が富士見台二丁目、樹種はソメイヨシノ１本でございます。解除の経緯でございますけれども、道路に面して電線に近いということから、こまめに手入れを続けてきましたが、根元が腐朽してまったということ。また、今回、建物の建て替えがあるということで、工事に支障があるということで解除の申し出を受けたものでございます。

次に２番、所在地は貫井三丁目になります。樹種はソメイヨシノ１本でございます。解除の経緯でございますが、内部腐朽が進んできたということと、道路沿いにあるということで、危険回避のために伐採をしたというもので、滅失の届出を受けたものでございます。

次に３番でございます。所在地は豊玉北二丁目、樹種はスダジイ１本でございます。解除の経緯でございますけれども、今年度、活力度調査を行いまして、その診断の結果、不健全と判定をされまして、所有者さんにお知らせをしたところ、なかなか回復が見込めないというような状況の中で解除の申し出をいただいたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

会　長　　どうもありがとうございます。

それでは、先ほどの諮問案件のことも含めて、この報告案件４件につきましても、ご意見あるいはご質問などありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

A 委員　　　　　まず、資料２の３ページ目です。ケヤキとイチョウが新たに指定されたと。これは幼稚園の敷地の中の樹木なのかということと、次の西大泉二丁目のアカマツ、これはどこ、自宅の敷地内の樹木なんでしょうか。教えてください。

会　長　　　　　　事務局、お願いします。

みどり推進課長　２本の案件につきましては、これは幼稚園の中でございます。もう１つの案件は、敷地の中でございます。

A 委員　　　　　敷地の中。はい、わかりました。

あと、資料３です。解除の案件の一番最後に、樹木医による診断を行った結果、不健全だというふうに判定されたと。上の方は枯れているように見えるんですけれども、どういったところが不健全だと認定されたのでしょうか。

みどり推進課長　こちらにつきましては、今年度、実施をしたわけですけれども、根元と幹につきまして、腐朽が３分の１以上に及んでいるというようなことから、現在の状況の中で樹形回復が見込めないという形で診断が出まして、それをお知らせしたところでございます。

A 委員　　　　　わかりました。ありがとうございます。

それで、先ほどの樹林のことでも課長から話があったんですけれども、今回、新規の指定が新たに何件か出てきて、これは助成制度の変更に伴うものなのか、先ほど、問い合わせが増えているという話があったんですけれども、どういう状況なのか教えてください。

会　長　　　　　　事務局、お願いします。

みどり推進課長　同様の拡張指定相談につきましては、今のところ、前回と今回のもの以外２件いただいているんですけれども、両方とも剪定をしたいということでご相談を受けていま

して、その際に、エリアから外れているということが判明しております。今後、剪定の適期を見ながら、その2件につきましても改めてお知らせをさせていただく形になるかと考えております。

A 委員　　　　保護樹木に関しても問い合わせとかは来ているのでしょうか。

みどり推進課長　保護樹木につきましては、今年度、剪定がかなり進んでおり、全体で６０件ほどいただいている状況です。まだ完全に数字を積み上げたわけではないんですが、半分からもう少しぐらいのところは、この剪定費用の補助を始めたということで、それをきっかけに剪定をしたいといったようなことから作業に至っている状況でございます。

A 委員　　　　そうすると、指定が増えている理由の１つも、やっぱり助成制度が変わったということにあるのか、それを教えてください。

みどり推進課長　失礼しました。そうですね、ご案内をした中で、同じ所有者の方でこちらも指定してほしいというケースもあれば、近くの方から聞いたということで、指定の基準に合うので指定してほしいというものもございます。

会　長　　　　　よろしいですか。
　　　　　　　　では、他の方、何か。お願いします。

B 委員　　　　ちょっとわからないのでお聞きしたいんですが、新規指定の場合は、樹木医さんの診断というのは受けて、問題ないということで指定するんですか。

会　長　　　　　事務局、お願いします。

みどり推進課長　新規指定の際は、私どもの方で造園の職員も入って外観診断をいたします。また、所有者の方のお手入れの状況などをお聞きしながら、基本的には長期的に今後も残していただくといったような意思を確認させていただい

た上で、ご申請をいただいて指定をしているという状況でございます。

B 委員　　　　　職員の方でも専門職の人がいるから、その辺は大丈夫だと。指定したはいいけれども、すぐ病気にかかったというようなことはないんですか。

みどり推進課長　基本的にはございません。保護樹木に指定いたしますと、おおよそになりますが、５年に一度、先ほど申し上げたような健全度調査をしております。その調査の際には樹木医を入れておりまして、樹木医の診断結果を受けて、その診断結果を所有者さんの今後の維持管理の参考にしていただくような形でお渡しをしている状況でございます。

会　長　　　　　よろしゅうございますか。

他の方、いかがでしょうか。特にご意見等、ないですか。

それでは、諮問案件については、事務局の方で柔軟な対応をしながら、速やかにこちらの方に報告していただくということでお願いしたいと思います。

それでは、次に、報告事項の（３）です。『みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（案）』について、それから（４）の（仮称）区政運営の新しいビジョン・アクションプラン素案について、そして最後に、戻りますけれども、諮問第１８４号、みどりの豊かさを評価するための新たな手法についてということで、一括して説明をいただき、ご意見を頂戴したいと思いますので、事務局、お願いいたします。

みどり推進課長　それでは、４つの資料を使いましてご説明を申し上げます。若干お時間を頂戴させていただければと思います。

まず、報告事項の（３）になります。『みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～（案）』につきまして、ご説明を申し上げます。

本ビジョンにつきましては、昨年の１２月に素案を発表いたしまして、区民意見反映制度、いわゆるパブリックコメントと呼んでおりますけれども、こちらによりま

して区民の皆様からご意見をいただいたという状況でございます。また、本委員会委員の皆様にも郵送によりご案内をいたしたところでございます。

まず、資料４－１をもちまして、パブリックコメントの状況を簡単にご説明を申し上げたいと思います。

意見の受付状況でございますが、全体で５３９件頂戴いたしております。うち、みどりあふれるまちづくりということで、本委員会に絡む計画１５でございます。上から柱が幾つか並んでいます。柱Ⅳ、練馬区の魅力を楽しめるまちづくりの３番目になります。こちらには３４件のご意見を頂戴いたしました。この中には、委員の皆様からいただいた意見も含まれてございます。

このうち成案化する中で反映したご意見といたしましては、１枚お開きいただきまして、番号がありますが、９番と１０番でございます。みどりの量の確保に関するご意見でございます。こちらにつきましては、みどりの総量だけではなく、質にも着目した新しい考え方をまとめ、みどりあふれるまちづくりに取り組むとさせていただいております。

こちらを受けまして、もう１つの資料４－２を、Ａ４の表裏の資料をごらんください。こちらが素案から案といたしまして公表したものでございます。計画１５、みどりあふれるまちづくり、この部分だけを抜粋したものでございます。５年後の目標、５か年の取組とありまして、その下に、１番、みどりのネットワーク形成の推進の中で、（１）として、「みどりの現状を把握し、みどりの総量だけではなく質にも着目した、みどり施策の新たな考え方をまとめ、取組みを推進します」とさせていただいたところでございます。

その他のところ、２番の都市インフラの整備におけるみどりの創出、３番、みどりの美しい街並みづくり、４番、子どもたちが楽しめる体験型事業の拡大、こちらにつきましては素案と大きく変わっているところはございません。

こちらの２つの資料につきましては、恐れ入りますが、詳細は後ほど、お目通しを願えればと考えてございます。

次に、報告事項の（４）番、資料５になります。（仮称）区政運営の新しいビジョン、アクションプランの素案に

つきまして、ご説明をいたします。
　先ほど、ビジョンの名前ですが、『みどりの風吹くまちビジョン』とご紹介をいたしました。これはこのアクションプランの素案を発表する段階では、まだ名称が仮称という状況でしたので、このような表記になっておりますので、よろしくお願いいたします。成案化の際には、先ほどの名前に変わっていくというものでございます。
　このアクションプランですけれども、先ほどのビジョンの方でお示ししているのは５か年の取組でございます。この方向性に沿いまして、２７、２８、２９年度の３か年で実施する取組をお示しするという位置づけのものでございます。こちらは初めてご覧になる方もいらっしゃると思いますので、全文を配付させていただいております。本委員会に関わるところでは、計画順に並べておりますので、やはり計画１５ということで、６５ページになります。みどりあふれるまちづくりということで、５年後の目標につきましては、先ほどのビジョンの内容と同じものになっております。その下が２７から２９年度、３か年の取組ということになります。
　まず１番、みどりのネットワーク形成の推進といたしまして、①として、みどり施策の新たな考え方の構築を挙げております。これは区民が実感できるみどり豊かなまちづくりをさらに進めるために、みどりの総量だけではなく、質にも着目した新しい視点での調査を実施し、みどり施策の新たな考え方をまとめるというものでございます。
　内容になりますが、今後、樹林地調査を行いまして、外観調査ですとか、植生の調査、また所有者さんのご意向の調査、こういったものを行ってまいりたいと考えております。
　また、２８年度には、みどりの実態調査を行います。この実態調査では、緑被率以外にも新たな視点を加えた調査を行いたいと考えてございます。そのために、２７年度からこれまでの施策の検証と、新たな考え方の検討に取り組んでまいりたいと考えてございます。
　こちらが後ほどお願いする諮問内容に関連してまいります。また後ほど、諮問の中で触れたいと思いますので、恐れ入りますが、次のページに移っていただきまして６

６ページでございます。
特色ある公園の整備ということで、３年間で整備に着手する公園の整備内容になります。新設が８か所、拡張３か所、改修が２か所ということで、計１３か所でございます。隣の６７ページに箇所図をお示ししておりますので、合わせてご覧いただければと存じます。
次に、その下、民有樹林地の保全といたしまして、こちらは先ほどの再掲になりまして、樹林地調査を行い、適用すべき保全制度について、所有者さんとの合意形成を図っていくというものでございます。
１枚お開きいただきまして６８ページ、２番、都市インフラの整備におけるみどりの創出としまして、都市計画道路や河川整備に合わせてみどりの創出に取り組むということと、沿道のまちづくりを進める中で、公園・緑地の整備によりみどりの創出を図るとしたものでございます。
その下、３番、みどりの美しい街並みづくりとしまして、地域へのみどりのアドバイザー派遣によります街区や沿道単位での緑化の取り組みの支援、この他、大泉学園通りの桜並木の更新を行ってまいります。
６９ページ、４番、子どもたちが楽しめる体験型事業の拡大といたしまして、羽沢に開園いたしますこどもの森ですとか、カブトムシの森の事業などを挙げさせていただいたものでございます。
こちらのアクションプランにつきましては、今月いっぱいパブリックコメントを実施いたしております。ビジョンと同様に、私どもにご意見をお寄せいただいても結構でございますし、練馬区のホームページなどからお寄せいただいても結構でございます。改めてお目通しいただき、また、ご意見を頂戴できればと考えてございます。
それでは、引き続きまして、本日お配りした資料の中で、Ａ４の諮問文がございますが、こちらのご説明をしたいと思います。
それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。
練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例（平成１９年１２月練馬区条例第７９号）第１０条に基づき、下記のとおり諮問いたします。
平成２７年３月１６日。

練馬区長前川燿男。

記。

諮問第１８４号　みどりの豊かさを評価するための新たな手法についてでございます。

裏面をお開きいただきまして、諮問理由でございます。こちらも読み上げをさせていただきます。

練馬区は平成２７年３月下旬に「みどりの風吹くまちビジョン」を策定する予定である。本ビジョンは、今後の区政運営の方向性を明らかにした区の基本計画としての位置づけを持つものであり、これからの社会を「新しい成熟社会」として位置づけ、その大きな潮流を踏まえた今後の施策の方向性（構想）とリーディングプロジェクト（戦略計画）を提示している。

施策の方向性の一つが、「練馬区の魅力を楽しめるまちづくり」であり、「戦略計画１５みどりあふれるまちづくり」において、みどりの豊かさと大都市の利便性が両立しているという練馬区の魅力をさらに活かし磨き上げるために、より積極的、効果的なみどり施策を展開し、良質なみどりを保全・創出し、みどりあふれるまちづくりを進めていくこととしている。

今後、みどりあふれるまちづくりを推進するにあたっては、みどりの豊かさに対する区民の実感を捉えることが必要である。

ついては、みどりの総量だけではなく、みどりの質の観点から、みどりの豊かさを評価するための手法について緑化委員会のご意見をお示しいただきたい。

以上でございます。

恐れ入りますが、先ほどの資料５の６５ページをもう一度お開きいただけますでしょうか。こちらの２８年度の欄に、真ん中になります、新たな視点を加えたみどりの実態調査とございます。みどりの実態調査というのは、これまで空撮によりまして緑被率を測定しているというものでございます。先ほどの諮問理由でも申し上げましたが、区民が実感できるみどりの豊かさをどう評価していくか、この観点から、２８年度調査につきましては、これまでの緑被率に加えまして、みどりの質にも着目した調査を行いたいと考えてございます。この調査項目につながります評価の手法についてご答申をいただけない

かというのが今回の諮問の内容でございます。

ご答申までのスケジュールでございますけれども、例年ですと、この後、７月、１０月、１２月と緑化委員会を開催していく予定でございます。本年１２月の本委員会をめどにご答申をいただけないかと考えてございます。本日は、今後の議論の進め方等につきまして、ご意見をいただければと考えてございます。

説明が長くなりまして恐縮でございます。以上でビジョン関連と諮問についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会　長　　どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から、ビジョン関連と、この諮問第１８４号についての説明を受けました。答申までのスケジュールを踏まえて、様々な観点から集中して議論を積み上げていく必要があるわけなんです。もうこれで２７年度が始まってしまっていて、１２月に答申、２８年度には実際に実態調査に着手しなければならないということで、非常にタイトなスケジュールの中で、どのように検討していくかということで、検討方法にも工夫が必要だと思っております。

本日は、まず、今後の議論の進め方について、この答申に向けての検討の進め方についてのご意見を頂戴したいというふうに思うんですけれども、皆さん、何か忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

お願いいたします。

C 委員　　すみません、ビジョンの方から入っていってよろしいですか。

資料４－１なんですが、番号２番のところで、公園の維持管理というところのみどりの視点なんですけれども、私も常々本当に感じておりまして、特にここに区の考え方がありますけれども、武蔵関公園など規模の大きい公園が、みどりが本当にすごく成長して大きくなっておりますが、それによって根っこが高く出てきてしまったりとか、区民の方が公園に対してちょっと危険というか、みどりが危険を示してきているというようなところもあ

りますので、こちらも植栽の管理ということを検討していくということがあるんですが、みどりを増やしていくということと含めて、やはり区民の方が安心をしてみどりを楽しんでいただけるような仕組みというものがとっても必要だなというふうに思っておりますので、ぜひここはご検討いただきたいと思っております。

　それと、ここのビジョン、今までの練馬区の考え方と違うところが、みどりの総量ということを今まで力を入れてきたかなと思いますが、そこが質に着目をしていくというところが今までと違う大きな点なのかなと思っておりますが、新たな考え方ということを含めて、さらなるみどりに対して新たな視点というのが本当に大事だなというふうに思っております。

　例えば、この緑化委員会なんですが、今回、７月、１０月、１２月ということで行われていくということだったんですけれども、やはり区民目線での意見と、そしてまた、学術的な視点でのご意見ということで、２つに視点を分けて議論をしていったらいいのかなというふうにも思っておりますので、ぜひまたそういった委員会の開催の仕方もご検討いただいて、新たな質、どうやったら練馬区としてみどりが、本当にみどりあふれた、質のよいみどりが増えていくかということをご議論いただきたいのかなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

会　長　　ありがとうございます。大事なご意見だと思います。みどりの安全性というのも１つの大きな質の指標になるというふうに私も思います。根っこにつまずいたり、そういうこともありますし、それから、防犯上の問題もありますし、台風などで枝が落ちてくるとか、倒れるとか、そういった問題も入ってくるかと思います。様々な観点から検討する必要というのはあるのだろうなと思います。

　事務局の方で、何かこれに関して。

計画課長　　樹林の安全な管理のご質問ございました。私どもでは、例えば一例ですけれども、大泉学園駅から北側へ向かうバス通りがございます。ここに桜並木がございまして、これは桜まつりなどでも地域の方々、また区民の方々に非常に親しまれている、桜の咲く時期につきましては、

非常に見事な景観を持っている通りでございますけれども、ほとんどがソメイヨシノでございますので、非常に老朽化が激しいということで、近年、調査をいたしました。幹が空洞となっている樹木等ありますので、計画的にこれから更新をしていくということで、現在進めているところでございます。

こういう考え方に基づきまして、既存の公園についても、１つずつでございますけれども、安全な管理という観点から管理を進めていきたいと考えております。

みどり推進課長　今、安全管理のこともございましたけれども、皆様のお力をお借りして、みどりの維持、また活動を広げていくというのは、これまでも大事な視点だという形で申し上げてきたつもりです。今回はここでは検討とさせていただきましたけれども、何らかの形で、どのように皆さんに関わっていただいていったらいいかということは、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

それと、今回、ビジョンの中で、量だけではなく質というところが大きく変わったというお話がございましたけれども、緑被率につきましては、ご案内かと思いますが、練馬区の実態調査におきましては、平成２３年度に２５．４％という数字が出ておりまして、２３区では一番高い数字でございます。この数字につきましても、引き続き目標を掲げて取り組んでいくということ自体は、みどり施策におきましても、わかりやすさの観点からいきましても重要なことだと考えてございます。

ただ一方で、みどり施策の目的といいますのは、やはり区民の皆様がみどりの豊かさを実感していただくということだと考えております。その実感できるみどりの豊かさを量るにあたって緑被率だけでいいのだろうかというのは、先般、改訂しました「みどり３０推進計画」の第２期事業計画でも、例えば見えるみどりですとか、みどりを大切にする活動を広げるといったような区民の実感に結びつける施策の必要性を位置づける中でお示ししてきたところでございます。みどり施策に今後取り組むに当たりまして、質からも評価するものさしが必要だと考えておりまして、今回の諮問に至ったという状況がございます。よろしくお願いいたします。

会　長　　　　　ありがとうございます。
　　　　　　　　他に。D委員。

D委員　　　　　先ほど来、質というお話がございます。２３区の中で練馬区はみどりが非常に多いということで、これまでみどりをはぐくみ育ててきたというところでは、今あるみどりを保っていくということも必要だと思っております。インフラ整備に合わせてのみどりの創出というよりは、現在ある緑地を守ることが、生態系も含めまして、木があれば、その木をたどってくる鳥たちがいるわけで、そうした生態系を守る意味でも、今までのみどりを守っていくということを、本当はしっかりこの計画の中で明記していただきたかったというところではあるんですが、質についてのお話をもう少し詳しく教えていただけますか。

会　長　　　　　事務局、お願いします。

みどり推進課長　まず、質につきましてですが、質でみどりを評価する手法というのは、幾つかの自治体で先行的に行われているといったようなこともございますが、なかなかこれといって定まったものがあるという状況ではございません。例えば、どういった植生があるかですとか、樹林が開放されて、既に皆さんが活用されているかどうかとかも重要だと思いますし、例えば、生き物、生物多様性の観点など、そういったものもあるかと思います。
　一方で、練馬区の魅力というのは、みどりの豊かさももちろんですけれども、都市に近いということで、利便性も両立しているということが挙げられます。これは先日の区民意向調査でも同じような状況が出ております。両方をしっかり生かして磨いていくということが私どもとしては必要だと考えておりますので、みどり施策におきましては、みどりの部分でしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございますが、それが区民の皆さんの練馬区に対する評価といいましょうか、そういったものにつながっていくのではないかと考えてございます。

D 委員　　　　　質というのはこれといって定まっていないというお話なので、そうした意味では、広く区民の方から、質をどのように捉えていくか、みどりをどのように捉えていくかという意識調査も含めて、今後、答申に向けまして諮っていっていただきたいということでお願いしたいと思います。

会　長　　　　　　E 委員、どうぞ。

E 委員　　　　　先ほど来からありまして、今日の審議のみどりの豊かさを評価するための新たな手法についてですが、みどりの豊かさを評価するということは新たな視点で非常に大切なことであると思っております。何となく練馬区はみどりが多い区だというのは区民の方もご承知いただいているんだと思うんですけれども、どこにどういうみどりがあるというのは、練馬区は広いので、そういったことを理解していただくというのは、練馬区に住んでよかったと思っていただけることの１つであるかなというふうには思っております。

　しかしながら、この手法と言うと、漠然と手法と言っても難しいと思うんですが、ここにどういう手法でやりましょうと、今、緑化委員会で話し合っても、なかなかこれはまとまるものではないというふうに思っております。

　そういった意味で、みどりのプロだとか、先ほどちょっと言葉が出ていましたけれども、生物多様性のプロだとか、民間の事業者さんとかＮＰＯとか、色々なノウハウとかアイデアを持っていると思うんです。だから、そういった民間の方にも入っていただいて、先ほど C 委員がおっしゃった学術的な視点も入れていただいて、ある程度まとまったものをこの緑化委員会にご提案いただくのがいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

会　長　　　　　　事務局いかがですか。

みどり推進課長　今ご意見がございましたけれども、この後、色々な観点から議論を積み上げていただくというようなことが必

要だということで、先ほど、会長からもお話がございましたけれども、例えばですが、こちらにいらっしゃる会長、副会長、あとG委員がいらっしゃいますけれども、学識経験者の皆様を中心にさせていただいた小委員会といいますか、分科会といいますか、そういったものを作って、そこに、今、委員からお話のありました、例えば生物多様性の場合には、生物多様性に関係している活動をされている方とか、学識をお持ちになられた方とか、そういった方に入っていただくとか、また、例えば緑化活動に既に取り組まれている方々のご意見を聞くといったようなことを、小委員会のメンバーを中心にしながらご議論をいただいて、先ほど申し上げましたように７月、１０月と本委員会の開催を予定してございますので、それまでの検討状況をお示ししまして、こちらに区民代表の皆さんもたくさんいらっしゃるので、ご意見をいただきながら取りまとめていったらいかがかなと考えているところがございます。

会　長　　どうぞ。

E委員　　ぜひお願いいたします。これ、環境、みどり、あと動物とありがちな話なんですが、私なども動物を飼っているので気持ちはわかるんですけれども、大体、環境、みどり、動物とかで陳情とかにいらっしゃる方がいると、わりと人との共生とのバランスが、ともすれば崩れがちで、そこだけに入って行ってしまうというパターンがすごく多いので、色々な視点を加えるということは必要だと思いますので、広い角度からの小委員会をお願いしたいなというふうに要望をさせていただきます。

それと、資料５の特色ある公園の整備で、これ、すみません、議会で発言する機会がなかったのでこの場でさせていただきたいんですけれども、私の方も、公園を造ると、ただ普通に設計して、いわゆるベンチがあって、遊具があって、藤棚があってみたいな、そういう既存の公園は、今は求められていないでしょうという中で、それぞれテーマを持った公園が必要ではないのでしょうかという提案を以前させていただいたことがあります。例えば、お花に特化した公園、また、運動ができる公園、

水をテーマにした公園とか、何かテーマがある公園が今後求められているんじゃないですかというお話をさせていただいたんですが、ここにある、例えば⑥番の農の学校とか、⑪番、牧野記念庭園だとか、⑫の四季の香公園はバラ園、ローズガーデンということで特色を持っているのはわかるんですが、ここにある他の公園で何か特色があるようなものがあれば、例を挙げていただきたいんですが、この公園はこういうものがあるよとか、そういったものを教えていただければと思います。

計画課長　　６６ページの特色ある公園の整備の表を見ていただきますと、例えば、①の練馬総合運動場公園、それから⑨の希望が丘公園、これにつきましてはスポーツ施設を、グラウンドとか、陸上競技場、①につきましては、四種公認を取るような４００メートルトラックというような形で整備をしていく考えでございます。

③の中里郷土の森緑地、こちらにつきましては、現在、ホタルの育成に取り組んでいるところでございまして、生物とみどりというような観点で整備を進めていく考えでございます。

④番の清水山公園は、ご存じの方も多いと思いますが、都内で有数のカタクリの自生地ということで、これを生かしたような整備を進めていく考えでございます。

幾つか例を挙げさせていただきましたけれども、まだ特徴を十分検討していないところもございます。これにつきましては、地域の皆様と、また区民の方からもご意見をいただきながら、１つ１つの公園が何か目玉になるような特色を持った公園という形で整備をしていきたいと考えております。

会　長　　E 委員、よろしいですか。

E 委員　　今おっしゃったところは、大体想定内だったんですが、例えば⑦の上石神井三丁目公園とか、⑧下石神井五丁目公園とか、⑩の南大泉四丁目緑地とか、街なかにある既存の公園になりそうな雰囲気の、ここは何か考えていらっしゃるんですか。

計画課長　⑦の上石神井三丁目公園でございます。こちらは、芸大寮の跡地でございます。こちらにつきましては、芸大の方とお話をしまして、整備については芸大から色々なご協力をいただけるというような話も一部でございます。ここにつきましては、芸術をテーマにするというのも１つの考え方かなと思っております。

あと、下石神井五丁目、これにつきましては、現在、民間遊び場としてかなりの樹木がございます。ここにつきましては、やはりそのみどりを生かしてということでございますけれども、具体的な特徴ということにつきましては、これから地域の方々とお話し合いをしていきたいと考えております。

⑩番の南大泉四丁目緑地、現在、設計が済んで、地域の方々とのお話し合いも済んで、来年度工事という段になっておりますけれども、ここにつきましては、四季を通じて色々な花を順番に楽しめるような緑地ということで計画しております。

このような形で進めていきたいと考えております。

会　長　E委員。

E 委員　ありがとうございます。芸大の跡の芸術をテーマなどというのはすごくいいことだなというふうに思って聞いておりました。

１つ提案をさせていただきたいんですが、先ほど区民にみどりに興味を持っていただくという視点からなんですけれども、公園用地を買収したときに、デザインとか設計はある程度プロの人にやっていただく必要があるとは思うんですけれども、クラウドファンド方式というか、今度、練馬こぶしハーフマラソンがありますけれども、コブシが練馬の木で、ツツジが練馬の花で、ブルーベリー、今、農園が非常に人気があってやっているわけですけれども、そこに、ここはコブシの木の森というか、樹林、ここはツツジの花畑みたいなイメージで例ですけれども、そういったものの１本１本の木を区民の方にオーナーになっていただいて、大体１，０００円から１万円とか、その辺で木の値段を設定して、その方たちに買っていただいてオーナーになっていただいて、そこにその方

たちの名前もちゃんと書かせていただくような形で、区民の方と一緒に創り上げていくクラウドファンド式のそういった公園というのもありなのかなというふうに、ちょっとこの間思ったんですね。植えっぱなしになるのが大体のパターンなので、そこは定期的にホームページなどで、この公園は今こんな状態になっていますといって、訪れなくても見られるような形にして、例えば、子どもさんが誕生したときに、前、樹木のプレゼントをされていたと思うんですけれども、なかなかこれはお庭がないと植えられないという事情もあると思うので、そういう皆さんで創り上げるような公園があれば、誕生だとか、結婚記念日だとか、母の日だとか、父の日だとか、古希のお祝いだとか、何かそういう記念にそこに植えて、管理の方は区にしていただくというような想定なんですけれども、そういった形もいいのではないかなということを提案させていただきたいと思います。これはいいです、要望なので。

会　長　　要望ということで、結構交通整理が難しい面もありますけれども、愛着を持ってもらうということでは有効性があるのかなと。

はい、どうぞ。

B 委員　　この諮問の件、１２月に答申したいという件でございますが、先ほどちょっと議論があった、やはり緑化委員全体だと、日程調整なども非常に難しいのでしょうし、僕らの議会の日程などもあるので、課長が言われた分科会なのか、小委員会なのかは別にして、これはやはり重要なテーマだと思うんです。その質を区民が実感できるということ。したがいまして、先ほど言われた小委員会で練っていただいて、ここと調整して、最終的に１２月に出すと、これで私もいいと思いますので、よろしくお願いします。

会　長　　ありがとうございます。

F 委員。

F 委員　　先ほど、②番の西大泉五丁目の緑地、これ、この前、説

明会へ私が出てきて聞いたんですが、たしか設計図もできているんですが、多分あのままでいってしまうと、普通の公園になってしまうのではないかなという感じがします。

　ということは、これ、たしか２ヘクタールぐらいの、我々の地区で２ヘクタールなんていう公園はないんですね。非常に大きい公園なんです。中に防災倉庫をつくるとか、そういうこともあれなんですけれども、今、色々な皆さんのご意見を聞いていますと、やっぱりそういう専門的な人とか、地元の人とか、色々な意見を、大きな公園ですから、全く今は農地なんですね。そこに木を植えたりなど全部していくわけですから、やはり本当に質とか量とか、魅力ある公園にぜひしてほしいんですね。他のところはちょっと僕はわからないんですが、地元ですと、やっぱりそこはわかりますので、こんな大きな公園ができるのかなと。今、一遍にはできないようですけれども、ぜひそんなことも造るときには意見を聞いていただいて造っていただきたいなと。やはり地域の人が、いい公園だねと、やっぱりすばらしいというふうな公園にしてもらいたい、こんなふうな思いもあります。以上です。

会　長　　ありがとうございます。

　事務局の方で今の意見に関して。

　では、計画課長、お願いします。

計画課長　　今ご指摘いただきました箇所、西大泉五丁目緑地ということで、１ヘクタール強の面積を全体では有しておりますが、今回はその半分ぐらいが区有地となりましたので、来年度整備をするという予定でございます。

　ここにつきましては、昔の自由に遊べる原っぱをイメージしまして、現在は平らな地形になっておりますけれども、ある程度起伏を持たせたような形で、昔の原風景を再生するといったようなテーマで整備をしたいという案を、地元の方々にご提示いたしまして、賛同を得た形になっております。

　また、現地は、これまで管理委員会といいますか、地元の方で管理をしてきた経緯もございます。こちらの

方々からも様々ご意見をいただきまして、今回の整備の形にしてまいりました。

また、第２期の整備という部分が残っておりますので、これにつきましても十分地元の方々のご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

会　長　　ありがとうございます。

A 委員。

A 委員　　先ほど、質に関する基準はないという話だったんですけれども、その中で、他の自治体では色々な観点でやっているということだったので、ぜひそれは、どういった形で、小委員会の形になるのかわからないですけれども、そういった中身をぜひ紹介していただきたいなというふうに思います。

それと、生物多様性の問題もあるんですけれども、同時に、持続性を持ったものにしていただきたいなと。この間、保護樹木とか保護樹林の指定解除が相次いでいるという状況があるので、生物多様性を充実させていくという点で言えば、やっぱり持続的な緑地の保全とか拡充が求められているので、ぜひその点は取り入れていただきたいなというふうに思います。

先ほど、公園のどういうふうにするのかという話もあったんですけれども、練馬のこのビジョンの中にも、練馬の原風景の農地を守るということも言われていて、やっぱりあまり人工的な樹木だけではなくて、より練馬のみどりを実感できるような原風景のような、そういうこともやっていただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、これは全く別の話なんですけれども、牧野記念庭園が用地買収を平成２８年に行うと書いてあるんですけれども、これは敷地を拡張するということなんでしょうか。

会　長　　事務局、お願いします。

みどり推進課長　　前段の話も含めてお答えしたいと思います。

議論でお出しする資料につきましては、また正副会長

ともご相談させていただきながら、どのような形で皆さんにもフィードバックしていくかということはご相談させていただきたいと思います。

あと、質の観点で、保護樹木が減少しているというようなことが実際にございますけれども、質の中で、年齢を重ねた樹木というのは、当然、ランクとしてはそれなりの評価をしていくべきだろうと思っておりますけれども、一方で、大泉学園通りのような桜並木の更新といったようなことも必要になってきているという状況がございます。そういったものですとか、計画的な更新だとか、そういったことについてもおそらく質の議論の中に入ってくるのかなと思っているところでございます。

最後に、牧野記念庭園の件でございますが、今、牧野記念庭園の敷地の北側に敷地がございまして、そちらについて拡張していくというようなものでございます。記念館の北側になりますので、なかなか庭園そのものとして利用するのはまだ難しいかもしれないので、使い方はこれからなんですけれども、例えば、記念庭園の中にある樹木の後継樹の育成などに活用していくのかなと今のところは考えている状況です。

会　長　　A委員、どうぞ。

A 委員　　牧野記念庭園、自動車学校がありますね。そこことは違う民有地のところですか。

みどり推進課長　　自動車学校の西側になります。

会　長　　よろしいでしょうか。
副会長、何か。

副会長　　みどりの質ということで、これまでも委員の皆様から色々ご意見が出ていたとおりかと思います。私も総量だけでなくて質ということで言うと、どこにあるみどり、どんなみどりがこれから大切だということかと思うんです。

そのときに、２つぐらいのアプローチがあって、１つは、学識とか専門的な立場で考えるというのは、ある意

味では長期的な視点でどんなみどりなのかとか、あるいは、広域的な視点でどんなみどりかというところと思うんです。

もう1つは、区民が実感できるというところがとっても大事かなと思っていまして、これまでも安心安全という話もあったりしました。あるいは、親しみがあるということがあったと思うんです。これまでですと、量ではないということですと、一般的には緑被率とかということで、見える、見えないというところがあったと思うんですけれども、それ以外にも、区民の皆さんが実感できるというのは、色々あるかと思うんです。なので、この委員会の場ですとか、あるいは、区民の皆さんからどういう形がいいのかわかりませんが、どういうところを実感しているかという部分を色々、逆に私たちの立場から言うと、区民の皆さんはどんなところにみどりを実感しているかというところを聞けるような形を入れていただくといいのかなということをちょっと感じております。

会　長　　ありがとうございます。

G委員、いかがでしょうか。

G 委員　　質というのは非常に難しいと思うんですけれども、大きく分けると、利用する効果と存在する効果とあると思いまして、存在という意味では、例えば二酸化炭素というか、炭素をどれぐらい蓄積しているかというふうなことで、やっぱり大きな木があるところとそうではないところは大分違うので、そういったことを1つ言われています。

あと、利用ということでは、ただ存在するというだけでなくて、森があれば、その中を歩いたりとか利用できるかとかいうことと、あと、グラウンドも例えば芝生みたいなところがあって、そういったところを利用できるか。そういった視点の2つが、大きく分けて、利用できるかということと、存在のことについて考えていく必要があると思います。

会　長　　ありがとうございます。

本当にみどりの評価というのは様々な観点から、今、

先生方もおっしゃって、皆さん、委員の方々からもご意見が出たように、様々な観点から見ていく必要があると思うんです。こういった手法を検討するという場合に、大きな会の中に部会なり専門部会なりという形で小委員会を設けて、ワーキング的に検討して、その結果をまた本委員会の方に諮って、広くご意見をいただきながら、フィードバックさせながらいいものにしていくというのは、結構あちこちでやられているやり方でもありますし、効率的だとは思っております。

　そういう意見で皆さんも合意していただけるかなと思うんですけれども、この手法の検討については、小委員会で、私と副会長とG委員、この３人の学識中心に、あと、事務局と相談しながら、必要に応じて生物多様性ですとか、管理の活動をしている方とか、色々意見を聞きながらやっていくと。委員会でその都度報告しながら１２月に向けて取りまとめていくというようなことでよろしいでしょうか。

　それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

会　長　　では、そのように進めさせていただきたいと思います。

　本当に区民の方が練馬のみどりの豊かさのよさを実感できる方向に持っていくことが大事だなというふうに思っております。

　それでは、これで本日の案件は全て終了ということになるんですけれども、事務局の方から何か報告がございましたね。お願いします。

みどり推進課長　　３点ございまして、先般、皆様に郵送でご案内をさせていただきましたけれども、来月４月５日の日曜日、１０時からになりますけれども、羽沢にありますこどもの森の開園式典のご案内を差し上げました。緑化委員会でこれまでご議論いただいてきたということがございまして、もしご都合がつけば、現地にお越しいただければと思ってございます。

　ただ、申し訳ございません。駐車場がないものですから、なかなかご参集が難しいかもしれませんが、ご都合

がつくようでしたら、どうぞよろしくお願いいたします。
あともう1点は、先ほど、清水山の話が出てきましたが、清水山のカタクリの時期が近づいてきております。例年ですと、来週あたりに一番花かなというところなんですが、その後、2週間程度、桜の時期と大体重なるんですけれども、咲く季節になってきますので、もしよろしければ足をお運びいただければと思います。
最後に、次回の開催日程でございますが、まだ日付は確定させておりませんが、先ほど申し上げたように、7月ごろを考えてございます。その際には、小委員会の設置状況ですとか、議論の状況、そういったものをご報告するというのが中心になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

会　長　　その他何かありますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、本日の緑化委員会はこれで閉会とさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

―― 了 ――